

被災者生活再建支援制度の概要

1 支援の内容

被災者生活再建支援法に基づき、令和元年 10 月 12 日の台風 19 号により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の 2 つの支援金が支給されます。

2 対象となる被災世帯

被災当日に宇都宮市内に居住し、次の（１）から（５）に該当する世帯が対象となります。

	対 象	備 考
(1)	住宅が「全壊」した世帯	
(2)	住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（「大規模半壊世帯」）	
(3)	住宅が「半壊」し、その住宅をやむを得ない事由により「解体」した世帯	<ul style="list-style-type: none">・「半壊」世帯の世帯主等あてに、保健福祉総務課より順次、お知らせを送付いたします。・<u>やむを得ず「解体」される場合には制度が適用となりますが、解体確認が必要になります。必ず、請負業者から「解体証明書」を取得してください。なお、滅失登記済の場合は、「謄本」をご用意ください。</u>
(4)	住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により「解体」した世帯	<ul style="list-style-type: none">・<u>敷地被害によりやむを得ず「解体」する場合には、制度が適用となりますが、敷地被害を証明する書類が必要となりますので、該当する世帯の方につきましては、必ず、都市計画課(028-632-2567)までご連絡ください。</u>
(5)	災害による危険な状態が継続し、住宅に住居不能な状態が長期継続している世帯	<ul style="list-style-type: none">・火山噴火等による被害が発生する危険な状況が継続する場合などが対象となります。

※ 住宅が「半壊」または「大規模半壊」の判定を受けた、あるいは、住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておく倒壊の恐れがある場合や高額な補修代がかかるなどの理由で、やむを得ずこれらの住宅を解体した場合には、「全壊」として扱われます。

※ 住宅に被害を受け、まだ調査を受けていない世帯は、資産税課（028-632-2253～2257）までご連絡ください。

3 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となります。なお、この制度では、世帯の構成員が複数か単身かで支援金の額が異なります。

A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区 分		A 基礎支援金	B 加算支援金		支給額計
複数世帯 (世帯の構成員 が2人以上)	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借※	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借※	50万円	100万円
単身世帯 (世帯の構成 員が1人)	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借※	37万5千円	112万5千円
	大規模半壊世帯	37万5千円	建設・購入	150万円	187万5千円
			補修	75万円	112万5千円
			賃借※	37万5千円	75万円

※ 賃借については、公営住宅や仮設住宅への入居は除きます。

※ 半壊や大規模半壊でやむを得ず「解体」をした場合は、「全壊」欄の金額が適用になります。

4 支援金の申請期限

区 分	基礎支援金	加算支援金
申請期限	令和3年11月11日まで (申請期限が令和2年11月11日から 1年間延長になりました。)	令和4年11月11日まで

※ 郵送の場合は、申請期限内の必着をお願いします。

5 支援金の市役所への申請について

受付窓口	宇都宮市役所 2階 保健福祉総務課 窓口 (平日のみ)
受付時間	平日の午前8時30分から午後5時15分まで
郵送の場合の 送付先	〒320-8540 宇都宮市 旭1丁目1-5 保健福祉部 保健福祉総務課 企画グループ

※ 支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」となります。

6 申請書類

A 基礎支援金

○「全ての世帯」

- ① 「被災者生活再建支援金支給申請書」
→ 用紙は市から申請する方へ郵送します。
- ② 「り災証明書及び住民票の写しの交付に関する同意書」
→ 用紙は市から申請する方へ郵送します。こちらを提出いただくことで、「り災証明書」及び「住民票の写し」を申請者に代わり市が用意します。
- ③ 「振込口座の通帳のコピー（世帯主本人名義のものに限る）」
→ 金融機関名，支店名，預金種別，口座番号が記載されたページのコピーです。

○「住宅が半壊し，その住宅をやむを得ず解体した世帯」

上記①～③に加えて，④が必要です。

- ④ 「解体証明書」 又は 「滅失登記簿謄本」のいずれか1つ
→ 「解体証明書」は解体業者から，「滅失登記簿謄本」は法務局から申請者が取得してください。

○「敷地に被害が生じ，その住宅をやむを得ず解体した世帯」

上記①～④が必要となります。その他，敷地被害に係る市の証明が必要となりますので，まずは市へご相談ください。

B 加算支援金

○「全ての世帯」

- ⑤ 住宅の建設・購入・補修・または賃借が確認できる契約書等の写し

7 災害の被害認定基準（国が定めている基準）

被害の種類	認定基準
住家全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの，すなわち，住家全部が倒壊，流失，埋没，焼失したもの，または住家の損壊(※1)が甚だしく，補修により元通りに再使用することが困難なもので，具体的には， <u>住家の主要な構成要素(※2)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも</u> のものとします。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し，構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には， <u>住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの</u> のものとします。 ※瓦のずれ，破損，落下や外壁のひび割れなどだけでは当該制度の対象とはなりません。

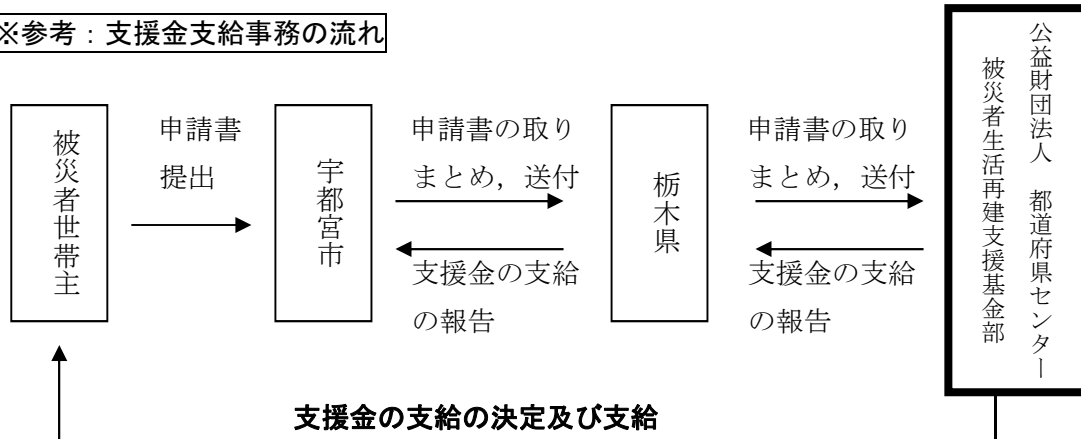
※1 損壊とは，住家が被災により損傷，劣化，傾斜等何らかの変化を生じることにより，補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいいます。

※2 主要な構成要素とは，住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって，住家の一部として固定された設備を含みます。

8 支援金の支給

市で受付した申請書は、栃木県を經由して、本制度の実施機関である「公益財団法人都道府県センター被災者生活再建支援基金部」に送られ、同法人において申請書の内容の審査を行い支給金額を決定し、指定の金融機関等の口座に支援金を振り込みます。

※参考：支援金支給事務の流れ



9 注意事項

- ・ 自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります。
- ・ 住宅に実際に居住していない場合は対象となりません。
- ・ 基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。
- ・ 加算支援金について「賃借」で50万円を申請受給したあとに、申請期間内に「建設・購入」を行う場合は、2回目の申請を行うことができます。

その場合、支給額は、「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額の150万円が支給されます。

- ・ 申請書の受付後、不足の書類があった場合など、あらためてご連絡させていただく場合があります。

10 問い合わせ先

住宅被害の判定について・・・資産税課	電話028-632-2250～2257
敷地被害について・・・・・・都市計画課	電話028-632-2567
支援金の申請について・・・・保健福祉総務課	電話028-632-2919